

許認可有効期間の倍化・延長について

平成9年3月11日

自由民主党行政改革推進本部

公共料金等検討委員会

当委員会では、1月30日付けで決定した行政手続の「申請負担軽減対策」に基づき、その重点実施事項の第1弾として許認可の有効期間の倍化・延長について鋭意検討してきたところであるが、以下のとおり当面の結論を得たので、今年度末までの規制緩和推進計画の再改定に向け精力的な検討を行いこれを実現するよう、政府に対し要請する。

なお、当委員会としては、許認可の有効期間の倍化、延長の観点から検討を加えたものであり、許認可自体の是非については別途規制の撤廃・緩和の観点から検討があり得るものとする。

1 倍化、延長すべきもの

別紙1のとおり。これらについては、規制緩和推進計画の再改定の際に盛り込むこと。

2 倍化、延長を速やかに検討すべきもの

別紙2のとおり。これらについては、規制緩和推進計画の再改定に向け、盛り込むべく鋭意検討すること。

また、引き続き当委員会が行政手続の申請負担軽減対策に関連して検討を予定する事項は、次のとおりである。

- (1) 上記1、2以外の許認可有効期間の倍化・延長の検討
- (2) 押印の在り方の見直し
- (3) 行政書士が作成する書類に磁気ディスクが含まれることの明確化
- (4) 公共工事競争参加資格申請書類の統一化について
- (5) 地方税に関する納付書類の統一化について
- (6) 行政区域で画一的に決定される車庫証明の在り方の見直し

(別紙1) 規制緩和推進計画に有効期間の倍化、延長を盛り込むべき許認可

(環境庁)

臭気判定士免状の交付	現行3年	改正5年
臭気判定士免状の更新	現行3年	改正5年

(国土庁)

不動産鑑定業者の登録	現行3年	改正5年
不動産鑑定業者の更新の登録	現行3年	改正5年

(大蔵省)

金融先物取引業の許可	現行3年	改正5年
金融先物取引業の許可の更新	現行3年	改正5年
商品投資販売業の許可	現行3年	改正6年
商品投資販売業の許可の更新	現行3年	改正6年
特定債権等譲受業の許可	現行3年	改正6年
特定債権等譲受業の許可の更新	現行3年	改正6年
小口債権販売業の許可	現行3年	改正6年
小口債権販売業の許可の更新	現行3年	改正6年

(文部省)

技能検査の認定	現行3年	改正6年
---------	------	------

(厚生省)

基準適合健康増進施設の認定	現行5年	改正10年
基準適合健康増進施設の認定の更新	現行5年	改正10年
建築物における衛生的環境の確保に関する 事業の登録	現行3年	改正6年
食品営業の許可	現行4年	改正5年
食品営業の許可の更新	現行4年	改正5年
特別用途食品の表示の許可	現行4年	改正撤廃
特別用途食品の表示の許可の更新	現行4年	改正撤廃
一般廃棄物収集運搬業の許可	現行1年	改正2年
一般廃棄物収集運搬業の許可の更新	現行1年	改正2年
一般廃棄物処分業の許可	現行1年	改正2年
一般廃棄物処分業の許可の更新	現行1年	改正2年

薬局の許可	現行 3 年	改正 6 年
薬局の許可の更新	現行 3 年	改正 6 年
医薬品の販売業の許可	現行 3 年	改正 6 年
医薬品の販売業の許可の更新	現行 3 年	改正 6 年
薬局製剤の製造業の許可	現行 3 年	改正 6 年
薬局製剤の製造業の許可の更新	現行 3 年	改正 6 年
医薬部外品製造業の許可	現行 3 年	改正 5 年
医薬部外品製造業の許可の更新	現行 3 年	改正 5 年
化粧品の製造業の許可	現行 3 年	改正 5 年
化粧品の製造業の許可の更新	現行 3 年	改正 5 年
医療用具の修理業の許可	現行 3 年	改正 5 年
医療用具の修理業の許可の更新	現行 3 年	改正 5 年
医薬部外品の輸入販売業の許可	現行 3 年	改正 5 年
医薬部外品の輸入販売業の許可の更新	現行 3 年	改正 5 年
化粧品の輸入販売業の許可	現行 3 年	改正 5 年
化粧品の輸入販売業の許可の更新	現行 3 年	改正 5 年
配置従業者の身分証明書	現行 1 年	改正 2 年
毒物劇物販売業の登録	現行 3 年	改正 6 年
毒物劇物販売業の登録の更新	現行 3 年	改正 6 年
向精神薬輸入業者の免許	現行 3 年	改正 5 年
向精神薬輸出業者の免許	現行 3 年	改正 5 年
向精神薬製造製剤業者の免許	現行 3 年	改正 5 年
向精神薬使用業者の免許	現行 3 年	改正 5 年
向精神薬卸売業者の免許	現行 3 年	改正 6 年
向精神薬小売業者の免許	現行 3 年	改正 6 年

(農水省)

商品投資販売業者の許可	現行 3 年	改正 6 年
商品投資販売業者の許可の更新	現行 3 年	改正 6 年
商品投資顧問業の許可	現行 3 年	改正 6 年
商品投資顧問業の許可の更新	現行 3 年	改正 6 年
動物用医薬品配置従業者の身分証明書	現行 1 年	改正 2 年
動物用医薬部外品製造業の許可	現行 3 年	改正 5 年
動物用医薬部外品製造業の許可の更新	現行 3 年	改正 5 年
動物用医療用具修理業の許可	現行 3 年	改正 5 年
動物用医療用具修理業の許可の更新	現行 3 年	改正 5 年

動物用医薬部外品輸入販売業の許可	現行 3 年	改正 5 年
動物用医薬部外品輸入販売業の許可の更新	現行 3 年	改正 5 年
動物用医薬品一般販売業の許可	現行 3 年	改正 6 年
動物用医薬品一般販売業の許可の更新	現行 3 年	改正 6 年
動物用医薬品薬種商販売業の許可	現行 3 年	改正 6 年
動物用医薬品薬種商販売業の許可の更新	現行 3 年	改正 6 年
動物用医薬品配置販売業の許可	現行 3 年	改正 6 年
動物用医薬品配置販売業の許可の更新	現行 3 年	改正 6 年
動物用医薬品特例販売業の許可	現行 3 年	改正 6 年
動物用医薬品特例販売業の許可の更新	現行 3 年	改正 6 年

(通産省)

容器検査所の登録	現行 3 年	改正 5 年
容器検査所の登録の更新	現行 3 年	改正 5 年
アルコール売捌(さばき)人の指定	現行 3 年	改正 6 年
届出製造事業者の特定計量器の型式承認	現行 5 年	改正 10 年
輸入特定計量器の型式承認	現行 5 年	改正 10 年
特定計量器の型式承認の更新	現行 5 年	改正 10 年
外国製造特定計量器の型式承認	現行 5 年	改正 10 年
外国製造特定計量器の型式承認の更新	現行 5 年	改正 10 年
第 1 種特定製品の型式の承認	現行 5 年	改正 10 年
第 1 種特定製品の型式の承認の更新	現行 5 年	改正 10 年
外国登録製造事業者に係る第 1 種特定製品の 型式の承認	現行 5 年	改正 10 年
特定製品の型式承認の更新	現行 5 年	改正 10 年
負担金の賦課の許可(商工会議所法)	現行 1 年	改正 2 年
商品投資販売事業者の許可	現行 3 年	改正 6 年
商品投資販売事業者の許可の更新	現行 3 年	改正 6 年
商品投資顧問業者の許可	現行 3 年	改正 6 年
商品投資顧問業者の許可の更新	現行 3 年	改正 6 年
特定債権等譲受業者の許可	現行 3 年	改正 6 年
特定債権等譲受業者の許可の更新	現行 3 年	改正 6 年
小口債権販売業者の許可	現行 3 年	改正 6 年
小口債権販売業者の許可の更新	現行 3 年	改正 6 年
租鉱権の設定の認可	現行 5 年	改正 10 年
水洗炭業者の登録	現行 1 年	改正 2 年

水洗炭業者の登録の更新	現行 1 年	改正 2 年
中小企業診断士の登録	現行 3 年	改正 5 年
役務取引の許可（外為法 25 条 1 項）	現行 3 月	改正 6 月
貨物に係る輸出の許可（外為法）	現行 3 月	改正 6 月
貨物に係る輸出の承認（外為法）	現行 3 月	改正 6 月
（運輸省）		
旅行業の登録	現行 3 年	改正 5 年
旅行業の登録の更新	現行 3 年	改正 5 年
船舶検査	現行 4 年	改正 5 年
航空機装備品の修理改造認定	現行 1 年	改正 2 年
航空機の整備改造認定	現行 1 年	改正 2 年
（郵政省）		
電波天文業務の用に供する受信設備の指定	現行 5 年	改正 10 年
（労働省）		
少量新規化学物質の製造又は輸入に係る確認	現行 1 年	改正 2 年
（建設省）		
宅地建物取引業従業者証明	現行 3 年	改正 5 年
建築設備士の更新講習	現行 3 年	改正 5 年

(別紙2)

規制緩和推進計画に有効期間倍化・延長を盛り込むことを鋭意検討すべき許認可

(警察庁)

自動車運転免許 現行3年
(優良運転者は5年)

(大蔵省)

保税蔵置場の許可 現行3年
保税蔵置場の許可の更新 現行3年
保税工場の許可 現行3年
保税工場の許可の更新 現行3年
総合保税地域の許可 現行3年
総合保税地域の許可の更新 現行3年

(厚生省)

保険医療機関の指定 現行3年
保険薬局の指定 現行3年

(運輸省)

自動車検査証 自家用乗用車 初回 現行3年
2回目以降 現行2年
事業用トラック 現行1年
等

(郵政省)

無線局の免許 現行1~5年

(労働省)

有料職業紹介の許可 現行1年
有料職業紹介の許可の更新 現行1年
無料職業紹介事業の許可 現行3年
無料職業紹介事業の許可の更新 現行3年

(建設省)

宅地建物取引主任者証の交付 現行3年